

放送法の一部を改正する法律の施行に伴う  
省令等の改正（NHK関係）について

令和元年6月25日

事 務 局

## 1 インターネット活用業務の対象の拡大

### (1) インターネット活用業務関係の省令の改正

＜省令＞

実施計画の記載事項・公表方法を規定するとともに、実施基準の記載事項等について所要の規定の整備を行う。

### (2) インターネット活用業務関係のガイドラインの改正

＜ガイドライン＞

インターネット活用業務関係のガイドラインの改正を行う。

## 2 NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実

### (1) 経営委員会による意見公募手続

＜省令＞

経営委員会による意見公募手続（パブリックコメント）の実施について、対象及び手続に関する規定を設ける。

### (2) NHKグループに関する情報提供

＜省令＞

NHKに提供を義務付ける情報の範囲等を定める。

### (3) 監査委員会の職務執行関連の規定の整備

＜省令＞

経営委員会の議決事項である「監査委員会の職務執行のために必要なものとして総務省令で定める事項」について規定を追加する。

## 3 会計上の透明性の確保

＜省令・ガイドライン＞

インターネット活用業務の費用について、区分経理の導入や情報開示の実施に関する事項を定める。

## 4 子会社等の事業運営の在り方

＜ガイドライン＞

子会社等の事業運営の効率性、適正性、透明性を確保するため、法解釈等を示す。

改正法において、毎事業年度の実施計画の届出・公表が規定されたこと等に伴い、総務省令において、実施計画の記載事項・公表方法を規定するとともに、実施基準の記載事項の見直し等について所要の規定の整備を行う。

## ① 実施計画の記載事項・公表方法

ア 実施計画は、実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載することとする。

- ・ 業務の種類 ・ 業務の内容 ・ 業務の実施方法
- ・ 当該事業年度の業務の実施に要する費用
- ・ 料金その他の提供条件に関する事項
- ・ インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
- ・ インターネット活用業務の経理に関する事項
- ・ その他インターネット活用業務に関し必要な事項

イ 実施計画は、インターネットにより公表することとする。

## ② 実施基準の記載事項の見直し

ア 毎事業年度の実施計画の実施状況を踏まえたPDCAサイクルの充実

改正法において、毎事業年度の実施計画が規定されたことに伴い、

- ・ 毎事業年度ごとに「実施計画の実施状況の評価を行うこと」、
- ・ 法律で少なくとも3年ごとに行うこととされている「業務の実施状況の評価」について、上記の「毎事業年度の評価」を踏まえ行うことを明確化する。

イ 会計上の透明性の確保

区分経理の導入や情報開示の実施に関する事項を実施基準に記載することとする(3. 参照)。

## ③ その他

実施基準の認可申請の際の添付資料(費用の算定根拠等)に関する規定の追加等、所要の規定の整備を行う。

1(1)のほか、改正法において、常時同時配信の解禁に併せて、地方向けの放送番組の提供・他の放送事業者との協力の努力義務が規定されるとともに、インターネット活用業務の実施基準の認可要件の見直しが行われたこと等に伴い、インターネット活用業務関係のガイドラインの改正を行う。

## ① 地方向けの放送番組の提供・他の放送事業者との協力に関する努力義務への対応

地方向けの放送番組の提供や他の放送事業者との協力の努力義務が法律に規定されたことに伴い、地方向けの放送番組の提供や他の放送事業者との協力に関する事項を実施基準に具体的に記載することが必要である点につき、ガイドラインにおいて明確化することとする。

## ② 実施基準の認可要件の見直しへの対応

実施基準の認可要件として、「料金その他の提供条件に関する事項が、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないこと」が新たに法律に規定されたことに伴い、実施基準において、受信料制度の趣旨に照らし、受信契約者にとって不公平にならないための提供条件※を具体的に定めることが必要である点につき、ガイドラインにおいて明確化することとする。

※ 例えば、常時同時配信について、受信契約者に対しては追加負担なく利用できるようにする一方で、非受信契約者に対しては受信契約者と同等の条件で放送番組は視聴できないようにすることなど

## ③ インターネット活用業務の業務区分の明確化・実施基準の記載事項の明確化

### ア 2号業務(BtoC業務)と3号業務(BtoB業務)及び受信料財源業務と有料業務それぞれの区分の明確化

常時同時配信が2号業務として解禁されることに併せて、2号業務と3号業務のそれぞれの区分のメルクマールについて、ガイドラインにおいて明確化することとする。

また、受信料財源業務として、常時同時配信と併せて見逃し配信を実施することが想定されていることに伴い、受信料財源業務又は有料業務として行う業務のそれぞれの範囲について、実施基準に具体的に記載することが必要である点につき、ガイドラインにおいて明確化することとする。

### イ 実施基準の記載事項の明確化

常時同時配信の解禁に伴い、インターネット活用業務のサービス内容等を一層明確化させることが適当であると考えられることから、以下の事項を実施基準に具体的に記載することが必要である点につき、ガイドラインにおいて明確化することとする。

- ・ サービスの提供期間及び時間に関する事項
- ・ サービスの提供区域に関する事項
- ・ 対応端末やブラウザ等サービスの利用に必要な機器・ソフトウェア等の満たすべき要件
- ・ 画質・音質その他の品質に関する事項
- ・ 受信契約者の認証等に関する事項
- ・ 協会と外部事業者及び協会と利用者の関係に関する事項
- ・ インターネット活用業務の実施に関する組織・設備等に関する事項
- ・ 法定の範囲内でインターネット活用業務が実施されることを確保することに関する事項
- ・ 周知・広報活動に関する事項 等

## ④ その他

個人情報や視聴関連情報等の適正な取扱いを推進するため、個人情報に関する法令やガイドライン、関連する認定個人情報保護団体が定める指針等を遵守することなど個人情報その他の情報の適正な取扱いに関する事項を実施基準に具体的に記載することが必要である点につき、ガイドラインにおいて明確化することとする。

改正法において、経営委員会が広く一般の意見を求めることについて制度化されたことに伴い、総務省令において、経営委員会による意見公募（パブリックコメント）の対象及び手続を定める。

## ① 意見公募の対象

広く一般の意見を反映させることが必要なものとして、以下の事項を意見公募の対象とすることを省令で規定する。

- ・ 中期経営計画
- ・ インターネット活用業務の実施基準
- ・ 受信契約の条項及び受信料の免除の基準 等

## ② 意見公募の手続

意見公募の手続について、以下の内容を省令で規定する。（いずれも現行の行政手続法の手続と同様）

### ア 案の意見募集

案や関連資料※をインターネットにより公表し、30日以上にわたり広く意見を募集

※中期経営計画については、関連資料として受信料や収支見積りの算定根拠等の資料を求めることとする。

第二次取りまとめ（抜粋）

NHKが中期的な経営計画を策定するに当たって、NHKは、上記のような点を含む経営計画の案を、積算等のその根拠とともに、国民・視聴者に対し示し、広く意見を求めるとともに、経営委員会は、経営計画の議決に当たって、その意見を踏まえて議論を行うこととするといった、プロセスの透明性を確保するための制度的な仕組みについて検討すべきである。

### イ 意見の考慮

### ウ 案の議決及び結果の公表

議決と同時期に、提出意見及びそれを考慮した結果をインターネットにより公表することとする。

## 2(2) NHKグループに関する情報提供

改正法において、NHKグループに関する情報提供が制度化されたことに伴い、総務省令において、提供する情報の範囲等を定める。

### ① 提供する情報の範囲

NHKが、現在放送法の規定に基づき又は自主的に公表している情報に加えて、

- ・ 改正法で規定された内部統制や中期経営計画に関する情報
- ・ 国会の附帯決議等で指摘されている子会社等を含めたNHKグループ全体に関する基礎的な情報を提供すべき情報として省令で規定する。具体的な範囲は、以下のとおりとする。

(具体的な範囲)

※下線は新たに公表させるもの

#### ア NHKの組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

- ・ 定款、役員の報酬・退職金基準、服務準則、懲戒処分に関する公表基準、経営委員会・理事会の議事録、NHK・NHKグループ内部統制に関する定め、収支予算、事業計画、中期経営計画、財務諸表、連結財務諸表、業務報告書(NHK・NHKグループの内部統制の運用状況) 等

#### イ NHKの組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

- ・ インターネット活用業務の実施状況の評価、中期経営計画の実施状況の評価、会計検査院の直近の検査報告のうちNHKに関する部分 等

#### ウ NHKの出資又は拠出に係る法人その他の総務省令で定める法人に関する基礎的な情報

- ・ (子会社・関連会社・関連公益法人等): NHKとの取引の概要、NHKの役職員と兼任をしている役員 等
- ・ (子会社): 役員の報酬・退職金基準、懲戒処分に関する公表基準、内部統制に関する定め、事業計画、財務諸表、事業報告書 等

### ② 情報提供の方法

情報提供の方法について、インターネットによる方法及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法とする。

(現行の独法等情報公開法で定めている情報提供の方法と同様)

### ③ 情報提供の対象となる子会社等の範囲

情報提供の対象となる子会社等の範囲について、子会社・関連会社・関連公益法人等とする。

(現行の独法等情報公開法で定めている情報提供の対象となる子会社等の範囲と同様)

改正法において、監査委員会の事後チェック機能が強化されたことに伴い、総務省令において、経営委員会の議決事項である「監査委員会の職務執行のために必要な事項」の追加を行う。

### ① 監査委員会のサポート体制の充実

改正法で強化された監査委員会の事後チェック機能の適切な行使を確保する観点から、監査委員会のサポート体制の充実を図ることとする。

具体的には、監査委員会の補助者として、現行で規定されている職員に加え、「専門的知識を有する者その他の者」を追加することとする。

第二次取りまとめ（抜粋）

また、コンプライアンスを確保するためには、経営委員会の監督や監査委員・監査委員会の監査等による事後チェック等を充実させる必要があり、専門家等による経営委員会や監査委員・監査委員会のサポート体制を充実させるなど、事後チェック体制のあり方等についても検討すべきである。

### ② ①のほか、法律の改正に併せ、以下の規定を整備することとする。（いずれも現行の会社法施行規則で定められている規定と同様）

#### ア 監査委員会による指示の実効性の確保

監査委員会の補助者である職員に関して、現行で規定されている執行部からの独立性に関する事項に加え、「監査委員会による指示の実効性を確保することに関する事項」を追加する。

#### イ 監査委員会への報告をするための体制

現行で規定されているNHK本体の役職員が監査委員会への報告をするための体制に加え、「NHK子会社の役職員が監査委員会への報告をするための体制」を追加する。

併せて、「監査委員会に報告をした者が、当該報告をしたことで不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」を追加する。

#### ウ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払等に係る方針

監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払等が適切に行われることを確保するため、「当該費用の前払等に係る方針に関する事項」を追加する。

常時同時配信を含むインターネット活用業務の実施に要する費用について、会計上の透明性の確保を図るため、改正法の施行に合わせて総務省令やガイドラインを改正し、NHKによる区分経理の導入や情報開示の実施のための制度整備を行う。

## <透明性の確保のための具体的措置の概要>

### ① 区分経理の導入

#### ア 区分経理の実施

放送を含む既存の業務と切り離して会計を整理する(いわゆる区分経理を導入する)ため、省令等の規定を整備する。

- ・ 業務ごとに経理を区分して、費用を整理すべき旨を規定(二号業務/三号業務/常時同時配信等業務) [省令]
- ・ 費用の整理方法(直課/配賦)、配賦基準の設定、勘定科目の新設について、基本的な事項を規定 [省令]
- ・ 区分経理の詳細な実施方法については、NHKにおいて適切に検討できるよう規定(例:配賦基準の適正を確保するための措置) [ガイドライン]

#### イ 会計監査人による監査

区分経理の実施方法の適正性を含めて会計監査人(=監査法人)が監査を実施することとなるよう、省令の規定を整備する。

- ・ インターネット活用業務の費用明細表を、放送法に規定するNHKの財務諸表の一部に位置付ける。 [省令]

#### ウ 費用の(上限の)算定根拠の明示

- ・ 実施基準に係る認可申請の際に、費用の(上限の)算定根拠を明示すべき旨の規定を整備する。(1(1)参照) [省令]

※ 現行制度では、ガイドラインにおいて、同様の内容を規定

## ② 情報開示の実施

ア 事業年度の開始前に作成・提出・公表する実施計画に、以下の事項を明示すべき旨の規定を整備する。[省令]

- ・ 費用明細表(省令で様式を指定)

※ 現行制度では、ガイドラインにおいて、事業年度の開始前・終了後に、収支の計画と実績を公表すべき旨を規定(様式に指定なし)

- ・ 区分経理の実施方法
- ・ 費用の整理に関する計算方法
- ・ 費用の開示方法
- ・ 区分経理の実施の適正を確保するための措置

イ 事業年度の終了後に作成・提出・公表する財務諸表に、以下の事項を明示すべき旨の規定を整備する。[省令]

- ・ 費用明細表(省令で様式を指定)
- ・ 区分経理の実施方法
- ・ 費用の整理に関する計算方法
- ・ 区分経理の実施の適正を確保するための措置

## ③ 有識者会議の透明性の確保

※インターネット活用業務の適正性を確保するため、NHKに設置されている「インターネット活用業務審査・評価委員会」。公共性や市場影響の観点から、サービス実施に関する見解を述べる機関。

関連資料の公表、競合事業者からの意見の受付に係る要件の見直し等について、所要の規定を整備する。[省令、ガイドライン]

## 「日本放送協会の子会社等の業務範囲等に関するガイドライン」(平成14年3月)〔放送法の解釈指針〕

法第22条の解釈指針(子会社等の業務範囲):子会社等の業務範囲は、放送法施行令第2条(NHKの出資の対象)に定める事業範囲が原則である旨を規定  
法第23条の解釈指針(業務委託の基準):本来業務の業務委託は、競争契約が原則である旨を規定

### 各方面からの指摘(子会社等の事業運営の効率性、適正性、透明性を巡る指摘)

#### ① 会計検査院【日本放送協会における関連団体の事業運営の状況に関する会計検査の結果について(平成29年3月)概要】

- ・ **関連団体の不正経理への指導・監督**について、**内部監査の機能の確保**や**協会と同水準の体制整備**がなされるよう指導・監督を行うこと。
- ・ **関連団体との取引**について、業務の切り出し等、業務内容の勘案・検証を行い、**競争契約への移行を積極的に進めること**。二次使用料の算定方法について、検証を進めること。**任意業務の委託に関する事務手続等、関係規程類を速やかに定めて適切に運用すること**。
- ・ **関連団体の剰余金及び協会に対する配当**について、子会社の最低保有資金額の適正化を図り、**事業維持積立金の増加を抑制すること**。**利益剰余金の適切な規模についての検証**や**特例配当の要請**など、指導・監督を適切に実施すること。

#### ② 国会による附帯決議

- ・ 協会は、…協会一体となって綱紀を粛正し**コンプライアンスを徹底した運営**を行うことで、信頼回復に努めること。また、**子会社を含むグループ全体としての経営改革**に組織を上げて迅速かつ確実に取り組むこと。【平成31年3月衆議院総務委員会】
- ・ **専門家等による経営委員会や監査委員会のサポート体制の強化**、事後チェック体制を充実させる…こと。【令和元年5月参議院総務委員会】
- ・ **子会社等との取引における透明性・適正性を確保し、適切な還元を推進**すること。【平成28年3月衆議院総務委員会】
- ・ 協会は、…会計検査院の報告等を踏まえ、**グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元**を図るとともに、**重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営の構築**に向けて、迅速かつ確実に取り組むこと。【平成31年3月参議院総務委員会】

#### ③ 放送を巡る諸課題に関する検討会【第二次取りまとめ(平成30年9月)抜粋】

NHKにおいては、…**関連団体への業務委託の透明性・適正性の向上**、**子会社のあり方等を見直す抜本的な改革**を引き続き着実かつ徹底的に進め…ることが常時同時配信の実施に当たって求められる。

### 放送法改正(グループの適正な経営を確保するための制度の充実)

- ・ NHKグループの**内部統制システム**に関する規定の追加【新29条1項1号ハ(6)】
- ・ NHKの子会社等に関する**情報公開**に関する規定の追加【新84条の2】

既存のガイドラインの対象を拡大し、各方面からの指摘事項や法改正事項についても、放送法の解釈指針等を示すことにより、子会社等の事業運営の効率性、適正性、透明性の確保を図ることとする。

## 4 子会社等の事業運営の在り方②

NHK子会社等の事業運営の効率性、適正性、透明性を確保するため、改正法の施行に合わせてガイドラインを拡充し、子会社等の事業運営の在り方に関する法律の解釈指針等を包括的に示す。

### ① 総論（子会社等の事業運営に関する各機関の役割）

- ・ NHK子会社等の事業運営に関する経営委員会、監査委員会、執行部の役割について、法令に沿って体系的に整理・解説
- ・ 特に、経営委員会や監査委員会による執行部の監督・監査については、監督・監査の観点や体制整備にも言及

<主なポイント>

- ・ 経営委員会は、NHKの最高意思決定機関として、子会社等の事業運営に関する法定事項の議決や執行部に対する監督権限を適正に行使することが求められる。
- ・ 監査委員会は、執行部の職務執行が放送法(と下位法令)、本ガイドライン、定款、内部統制議決などに沿って行われているかという観点を含め、適正に監査を実施することが適当。
- ・ 監査の体制については、改正法の忠実義務の履行の確保の観点から調査を行い、監査委員会に助言等を行うことができるような体制を外部の専門家を招きつつ整備することが適当。

### ② NHKグループの内部統制システム [改正法関係]

- ・ 内部統制議決、運用状況に係る年度ごとの報告やモニタリングなど、内部統制システムの構築・運用に関する放送法の解釈等を提示

<主なポイント>

- ・ 内部統制議決では、執行部の子会社運営に対する経営委員会・監査委員会の監督・監査について基本的な事項を明らかにするなど、各機関が担うべき役割を明確にすることが適当。
- ・ 例えば、内部統制議決の一部として、各子会社等の事業運営に共通する運営基準(子会社等事業運営基準)を策定することが考えられる。
- ・ 監査委員会は、執行部が内部統制議決に従って運用しているかどうかを監査する際、必要に応じ、子会社への報告徴求権等の行使により、監査の実効性を確保することが適当。

### ③ 子会社等に関する情報公開 [改正法関係]

- ・ 子会社等に関する情報公開の対象、方法等について、放送法の解釈等を提示(2(2)①ウ参照)

<主な公開対象>

- ・ (子会社・関連会社・関連公益法人等): NHKとの取引の概要、NHKの役職員と兼任をしている役員 等
- ・ (子会社): 役員の報酬・退職金基準、懲戒処分に関する公表基準、内部統制に関する定め、事業計画、財務諸表、事業報告書 等

## 4 子会社等の事業運営の在り方③

### ④ 子会社等の事業運営に関する個別の規律等

#### ア 子会社等の業務範囲 [現行ガイドラインに基本的考え方が規定]

- ・ 現行ガイドラインと同等の内容を規定した上で、その運用状況に係るモニタリング・報告等の在り方にも言及

##### <主なポイント>

- ・ 子会社等の業務範囲は、放送法施行令第2条(NHKの出資の対象)に定める事業範囲が原則。(現行ガイドラインと同等の規定)
- ・ 監査委員会は、子会社等の業務範囲について、執行部が適正に(子会社の)定款に定めているか、その範囲内で子会社運営を行っているかを監査することが求められる。
- ・ その際、例えば、外部有識者を招いて設置される「関連団体事業活動審査委員会」を監査委員会に直接報告することのできる助言機関と位置付けて活用することが考えられる。

#### イ 子会社等への業務委託 [現行ガイドラインに基本的考え方が規定]

- ・ 必須業務の業務委託基準が満たすべき法律上の要件について、放送法の解釈等を更に明確化

##### <主なポイント>

- ・ 業務委託は、競争契約を原則とする(現行ガイドラインと同等の規定)。
- ・ 業務委託は、番組制作等のノウハウ等の維持発展に困難を来さないよう実施するものとする。(法第23条第2項の後半の要件をガイドラインにおいて明確化)

○放送法(昭和25年法律第132号)(抄)

第二十三条 協会は、(略)第二十条第一項の業務(略)については、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

2 前項の基準は、同項の規定による委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第二十条第一項の業務等の円滑な遂行に支障が生じないようにするものでなければならない。

- ・ 必須業務以外の業務についても、受信料を財源とする業務の効率性確保には、同様の委託基準を定めることが適当である旨を明記

##### <主なポイント>

- ・ 近年、子会社等への業務委託の金額や受信料収入に占める比率が高止まりしている状況や、子会社等への業務委託のうち随意契約の占める比率が高止まりしている状況を踏まえれば、業務の効率性を確保するためには、必須業務と同様の基準を適正かつ明確に定めた上で、適切に運用することが適当である。

- ・ 上記のほか、業務委託基準の運用状況に係るモニタリング・報告、情報開示の在り方にも言及

##### <主なポイント>

- ・ 監査委員会は、競争契約が原則であり随意契約は例外的な取扱いである旨の要件に適合する契約となっているかどうかを重点的に監査することが適当である。
- ・ 例えば、外部有識者を招いて設置される「入札契約委員会」を監査委員会に直接報告することのできる助言機関と位置付けて活用することが考えられる。

#### ウ 子会社の利益剰余金の適正な還元の在り方

- ・ 子会社に蓄積された利益剰余金の還元の在り方について、NHKが考え方を明らかにすることが適当である旨等を規定

##### <主なポイント>

- ・ 例えば、子会社等事業運営基準の中で、子会社の配当方針を適正・明確に定める等、子会社に蓄積された利益剰余金のNHKへの還元の考え方を明らかにすることが適当。

今回の放送法改正と併せて、インターネット活用業務の費用について、会計上の透明性の確保を図るため、区分経理の導入や情報開示の実施のための制度整備を行う。(総務省令等の改正)

## 改正の概要

● 省令  
○ ガイドライン

### 費用の(上限の)算定根拠の明示

- ・実施基準の認可申請の際の添付資料として明示。
- 費用の(上限の)算定根拠の明示

### 区分経理の実施

- ・インターネット活用業務の費用について、放送を含む既存の業務と切り離して会計を整理。
- 区分経理の実施方法(業務ごとに経理を区分し、費用を整理)
- 費用の計算方法(直課/配賦の原則を規定)
- 配賦基準の設定(配賦基準の原則を規定)
- 勘定科目の新設(「国内放送番組等配信費」等の新設)
- 費用明細表の作成(省令指定の様式)
- 区分経理の詳細な実施方法(配賦基準の適性確保措置等)

### 会計監査人による監査

- ・区分経理の実施方法の適正性を含めて会計監査人(=監査法人)が監査。
- 会計監査人の監査(費用明細表を財務諸表の一部に位置付ける)

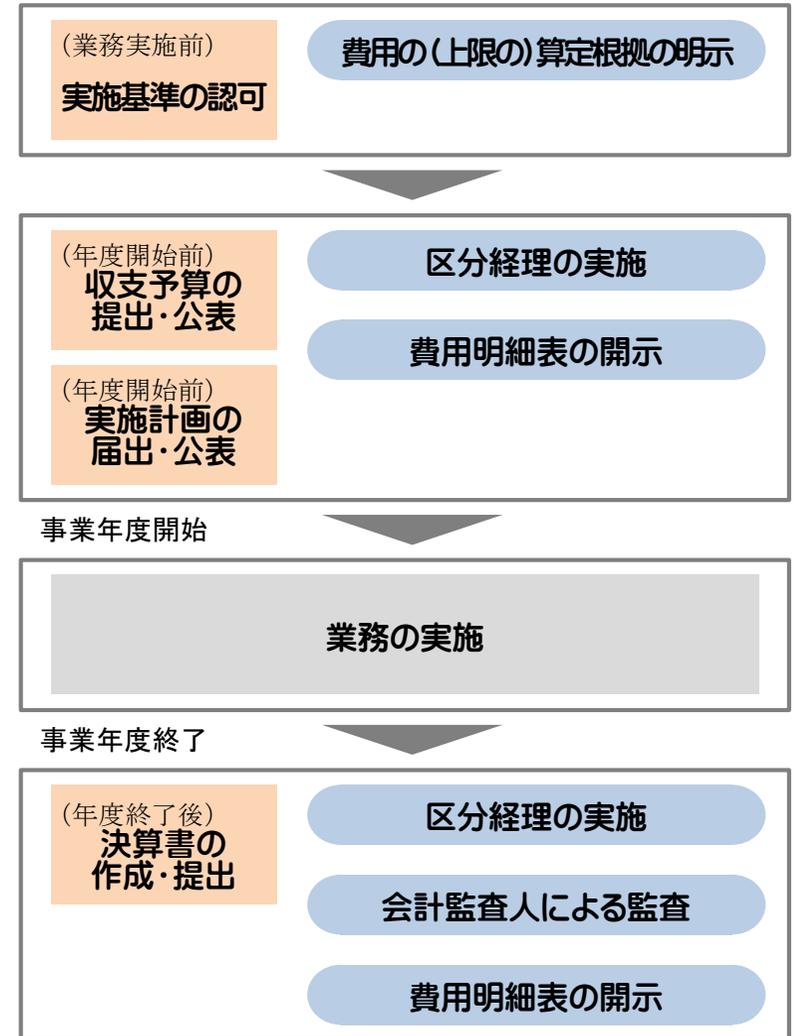
### 費用明細表の開示

- ・事業年度の開始前及び終了後に、費用明細表等を公表。
- 費用明細表等の提出・公表



## 会計プロセス

## 透明性の確保措置



# (参考)費用明細表のイメージ

○ 制度改正後は、事業年度開始前と終了後に、インターネット活用業務に係る費用を明細表の形式で公表。

## 現行

科 目		2号業務	3号業務
物件費	国内放送関係	コンテンツ関連	
		インフラ関連	
	国際放送関係	コンテンツ関連	
		インフラ関連	
人件費			
減価償却費			
合 計			



## 改正後

※省令の別表で、以下のような様式を定めることで、透明性を確保

科 目	2号業務				3号業務	合 計
	国内配信業務		国際配信業務			
	常時同時配信	左記以外				
国内放送番組等配信費	コンテンツ制作業務費					
	コンテンツ制作設備費					
	配信業務費					
	配信設備費					
	認証業務費					
	認証設備費					
	視聴者対応費					
	企画費					
	開発費					
	国際放送番組等配信費	業務関連費				
	設備関連費					
広報費						
給与						
退職手当・厚生費						
共通管理費						
減価償却費						
合 計						
費用の上限						